

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る  
税制上の措置  
【地方税分】  
(総務省作成資料)

## 徴収の猶予制度の特例

- イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、地方税においても、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例を設ける。

※ 基本的に全ての税目が対象（証紙徴収による地方税は除く）。

※ 本特例は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用する。その際、施行日前に納期限が到来している地方税についても遡及して適用できることとする。

現 状(財産の損失が生じていない場合 (注) )	特 例
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに、徴収を猶予。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 令和2年2月から納期限までの一定の期間(1ヶ月以上)において収入が大幅に減少(※)した場合について徴収を猶予。 ※ 前年同期比概ね20%以上の減 ※ 一時に納付・納入が困難と認められる場合に適用</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 原則として、担保の提供が必要。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 担保は不要。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 延滞金は軽減(年1. 6%)。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 延滞金は免除。</li></ul>

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失が生じた場合は現状でも延滞金は免除。

## 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る 固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する。この措置による固定資産税及び都市計画税の減収額については、全額国費で補填する。

### 対 応

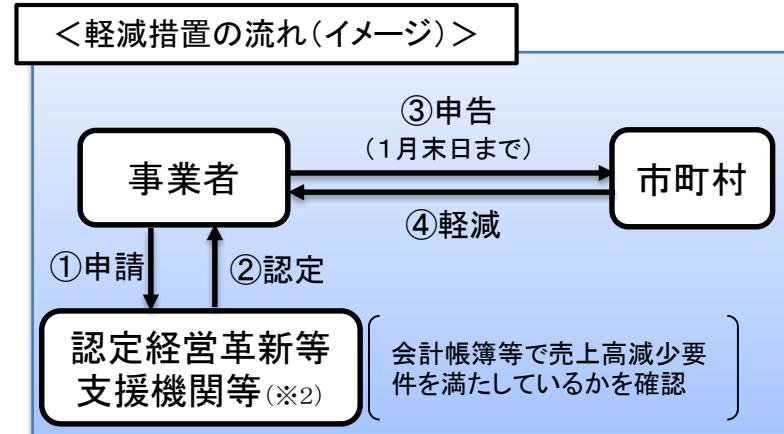
- 以下の要件を満たす中小事業者等<sup>(※1)</sup>（原則として業種限定せず）を対象とし、以下に掲げる割合に軽減する。

(※1) 「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- 償却資産と事業用家屋を対象とする。
- 令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等<sup>(※2)</sup>の認定を受けて各市町村に申告した者に適用する。虚偽の記載をした場合の罰則を設ける。
- 当該措置は令和3年度の課税分に限定。



(※2) 税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など  
(税理士、公認会計士、弁護士など)

# 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を拡充するとともに、適用期限を2年延長する。

今回の拡充・延長による固定資産税の減収額については、全額国費で補填する。

## 現行制度

- 以下の設備投資が対象。

- 機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備。

※旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均 1%以上向上する一定のもの。

※中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。

- 生産性革命・集中投資期間(平成30年度～令和2年度)に限定。

## 対応

- 対象資産に、事業用家屋と構築物を追加。

- 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。
- 構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの。

※事業用家屋・構築物ともに、中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。

- 生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長。

※特例率は現行と同様に、3年間、ゼロ以上1／2以下で市町村の条例で定める割合。

# 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

## 現行制度

### 対象

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(新車・中古車)

### 措置内容

自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

〔登録車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%
3.0%	2.0%

〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

※ 環境性能割については、新車・中古車を問わず対象。

※ 免税点は50万円（中古車については、全体の約9割が非課税）。

この措置による自動車税及び軽自動車税の減収額については、地方特例交付金により全額国費で補填。

## 対応

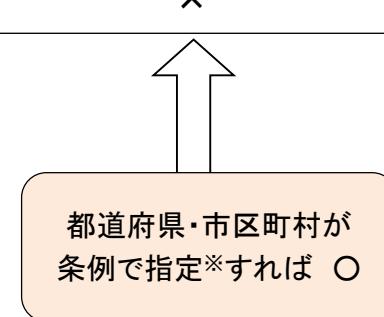
- 自家用乗用車(登録車及び軽自動車)を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを作成する。
- この措置による自動車税及び軽自動車税の減収額については、全額国費で補填する。

# イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る 個人住民税における対応

## 対応方針

- 所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして当該地方団体の条例で定めるものについて、当該地方団体の個人住民税の税額控除の対象とする。  
税額控除割合：道府県民税4%、市町村民税6%※（合計最大10%）  
※指定都市に住所を有する者については、道府県民税2%、市民税8%
- 本特例を用いた寄附金控除の対象金額（対象となる寄附金額）は、所得税と同様の上限とする。

【参考】現行の個人住民税における寄附金控除の対象（ふるさと納税を除く）

寄附金の区分	所得税	個人住民税
国に対する寄附金	○	×
指定寄附金 (公益を目的とする事業を行う法人（国立大学法人等）又は団体に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの)	○	
特定公益増進法人に対する寄附金 (独立行政法人、公益社団法人・公益財団法人、一定の私立学校法人、社会福祉法人 等)	○	
一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	○	
NPO法人に対する寄附金	① 都道府県知事・指定都市市長が認定したNPO法人 (平成23年度改正前は国税庁長官が認定) ② ①以外のNPO法人	○ ×
政党等に対する政治活動に関する寄附金	○	×

※ 住所所在の道府県内の共同募金会及び日赤支部に対する寄附金については、条例の指定不要

## 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応

### < 現行制度 >

- 住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除。
- ※ 控除限度額：所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）
- 住宅ローン控除による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填。

### 【今回の所得税における対応】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置を講じる。
  - ・ 住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、次の要件を満たす場合には、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用できることとする等
    - ①新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと
    - ②一定の期日までに、新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること
    - ③令和3年12月末までの間に②の住宅に入居していること

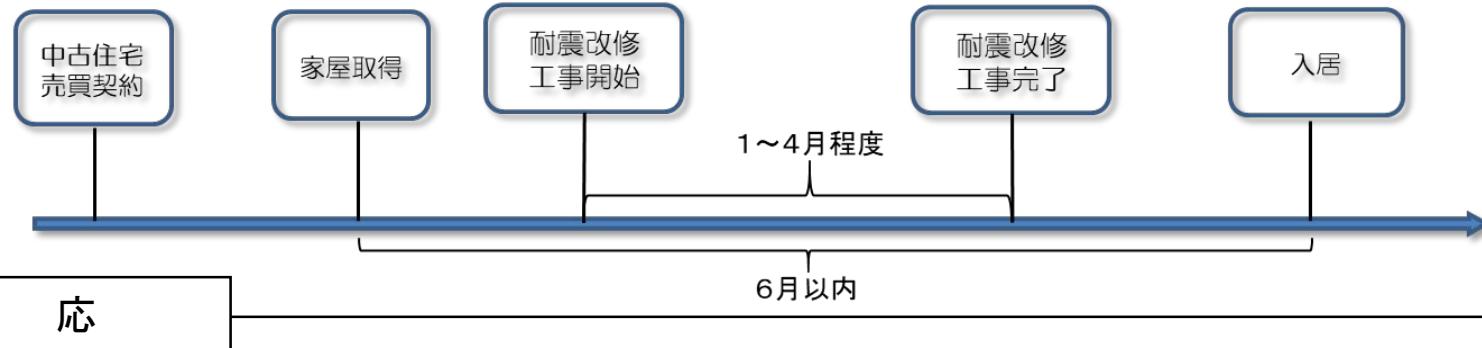
### 対 応

- 所得税における弾力化措置の対象者について、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する。
- 今回の適用要件の弾力化による措置分についても、全額国費で対応する。

## 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

### < 現行制度 >

- 耐震基準不適合既存住宅について、その取得の日から6月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することにつき証明を受け、かつ、入居した場合に、当該住宅が新築された時点に応じて一定の額に税率を乗じて得た額を減額する。



- 特例対象住宅をその取得の日から6月以内に居住の用に供することができない場合において、次に掲げる要件を満たすときは、当該特例措置を適用できることとする等所要の措置を講ずる。
  - ① 新型コロナウイルス感染症の影響によって当該耐震改修した住宅を居住の用に供することとなった日が当該取得の日から6月を経過する日後となつたこと。
  - ② ①の耐震改修に係る工事の請負契約を、当該住宅の取得の日から5月を経過する日又は法律の施行の日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに締結していること。
  - ③ ②の耐震改修に係る工事の終了後6月以内に、当該住宅を居住の用に供すること。
- ※ 令和3年度末入居分までの特例措置